

随意契約（相手方指定）調書

件名	令和4年度荒川区女性・高齢者の就労支援業務委託	No.5200233
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	11,028,182円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社エイジェック 本社 (法人番号：3011101036128)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	令和4年度荒川区女性・高齢者の就労支援業務委託
指名業者 (案)	名称 株式会社エイジェック 本社 所在地 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル46階 代表者 統括本部長 平井 真次
特命理由	<p>本件は、女性及び高齢者の就労支援を目的として、個別相談及び講座等を行うものである。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本件は、契約の目的に照らして、相談窓口等における事業者の運営体制や各事業の関係機関との連携、事業者の意欲・解決力等も踏まえた上で、契約相手方を選定することが重要であることから、平成30年度にプロポーザル方式により選定を行ったものである。 プロポーザル方式による選定を行った場合、3年ごとに改めてプロポーザルを実施することとしているが、令和5年度に相談デスク運営業務実施場所において、町屋区民事務所の移転に伴う工事が予定されており、騒音による相談業務等の実施が困難な状況が想定されるが、この期間の運営体制（電話・オンライン相談の体制整備等）が未定となっている。</p> <p>そのため、令和4年度契約については、上記業者と特命随意契約を締結し、工事期間中の運営体制を踏まえて令和4年度中にプロポーザル方式による業者選定を行うことが望ましい。</p> <p>令和3年度契約では、上記業者はコロナ禍においていち早く電話相談やオンライン相談を展開し現在も継続して実施するなど、主管課において実施した履行評価は優良となっている。</p> <p>以上のことから、上記事業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)